

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十一号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

第一条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年広島県規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二条 (市町が処理する事務の範囲)</p> <p>十三の二 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第二条 (市町が処理する事務の範囲)</p> <p>十三の二 (略)</p> <p>十三の三 調理師法施行細則（昭和三十三年四月四日）第四十三号）第三号の表の三の規定による受験願書の受付</p>	<p>(略)</p>

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二条 (市町が処理する事務の範囲)</p> <p>二 特例条 宅地造成等規制法施行細則（昭和三十八年広島県規則第二十六号の第三号。以下この号において「規則」という。）に基づく事務の</p>	<p>(略)</p>	<p>第二条 (市町が処理する事務の範囲)</p> <p>二 特例条 宅地造成等規制法施行細則（昭和三十八年広島県規則第二十六号の第三号。以下この号において「規則」という。）に基づく事務の</p>	<p>(略)</p>

(略)の	<p>二(24)に規定する宅地造成等規制法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	(略)	<p>うち、次に掲げるもの（特例条 例第二条の表の第十六号の二(1)及び(5)に規定する許可並びに同 号(14)から(16)までに規定する届出 に係るものに限る。） (1)―(4) (略)</p>
(略)の	<p>二(29)に規定する宅地造成等規制法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	(略)	<p>うち、次に掲げるもの（特例条 例第一条の表の第十六号の二(6)及び(10)に規定する許可並びに同 号(19)から(21)までに規定する届出 に係るものに限る。） (1)―(4) (略)</p>

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 令和五年四月一日
- 二 第二条の規定 令和五年五月二十六日